

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 令和2年度第2次補正予算：235億円)

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。

また、保育所等の職員は、感染症対策への不安や疑問を抱え精神的に多大な負荷を負っていることから、気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置や職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を行うために必要な経費を補助する。

【実施主体】 都道府県 ※実施者：都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【事業内容】 ①保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入



新

②職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）



新

③感染防止対策のための相談・支援事業（感染対策相談窓口の設置、専門家による相談支援）



【対象施設等】 保育所、幼保連携認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

【補助基準額】 ①及び②の合計 1施設当たり 500千円以内

③ 1自治体当たり 5,599千円以内

【補助割合】 国：10／10